

【スポーツ仲裁】

JSAA - AP - 2006-001仲裁判断について

川 添 丈
(弁護士)

1 本件仲裁の概要

本件は、ジュニア専用ヨットであるオプティミストディングーの満12歳の選手及びその所属するクラブが、財団法人日本セーリング連盟に対して、ある出場大会での行為について処分されないことの確認と、加盟団体への指導・勧告を求めた事案である。

事案の内容も複雑なうえ、申立人及び被申立人以外の関係者も関与する事案であり、争点も多岐にわたるため、事実関係と争点の整理を中心に本稿をすすめることとする。なお、紙幅の関係で一部を省略している点をご了承いただきたい。

2 紛争の概要

(1) 当事者等

本件における申立人は2名であり、うち1名はジュニア専用ヨットのクラスであるオプティミストディングーの満12歳の選手（以下「X本人」という。）であり、もう1名はX本人が所属するクラブ（以下「Xクラブ」という。）である。

被申立人は財団法人日本セーリング連盟であり、オプティミストディングーを含むすべてのセーリングスポーツを統括する我が国の代表機関である。

このほか本件においては、オプティミストディングーに関する日本代表組織であり被申立人の特別加盟団体である日本オプティミストディングー協会（以下「OP協会」という。）が重要な関係を有している。

(2) 事案の概要

X本人は、2005年11月、OP協会が主催して被申立人が公認したセーリング大会に出場したが、他選手からレース中にセーリング競技規則（以下「RRS」という。）に違反して他選手の進路を妨害したと抗議を受けた。抗議を受けてOP協会は審問を行い、第三者（以下「証人選手」という。）の証言を聞いたうえでX本人を失格処分とした。X本人の父でありコーチでもあるDは、事実関係確認のために証人選手及びその母と面談し、審問再開の請求をしたが、失格処分は取り消されることなく大会は終了した。

OP協会は、被申立人に対して、大会終了後の11月24日に報告書を提出し、Dが証人選手に対して証言の変更を要求し、証言したら今後のレースで証人選手を潰すという脅迫を行い、スポーツマンシップに違反する行為があったという内容を含む報告を行った。

被申立人は、OP協会の報告を受けて、スポーツマンシップの重大な違反の報告を受けた場合は調査を行うことができ、適切な懲戒処分をとることができるというRRSの規定の基づき、被申立人内の「最高審判委員会」に本件を付議した。同委員会は、Dにはスポーツマンシップの重大な違反があったという事実認定と、X本人については不問とするが、今後スポーツマンとして正しく成長されることを望むという内容を含む提言を行った。これを受けて被申立人は、2006年5月27日、Dに対する勧告とOP協会に対する制度改善の要請を決定（以下「本件決定」という。）したが、X本人についてはとくに決定において触れなかった。

この間、OP協会は2006年3月26日付けでX本人を日本代表海外派遣選手として推薦し、ナショナルチームメンバーに選考された旨を発表していたが、被申立人の本件決定後に、X本人についてナショナルチームメンバーからの辞退を勧告することを決定した（以下「OP協会決定①」という。）。この決定を受けて、Xクラブは異議を申し立てたが、OP協会は決定を変

更せず、さらにすすんでX本人のナショナルチームメンバー内定の取消を決定した（以下「OP協会決定②」という。）。

（3）請求の趣旨と争点

このような事案について、申立人らは、被申立人に対して、被申立人の行った本件決定はX本人を本件に関して不問とし、本件を理由に何ら処分しないとの決定であることの確認（以下「請求①」という。）と、OP協会に対してOP協会決定①とOP協会決定②を取り消すよう指導・勧告せよ（以下「請求②」という。）と求めて、本件仲裁を申し立てた。

これに対して被申立人が反論を行った結果、次のように争点が整理された。

- 1) Xクラブの申立人としての当事者能力の有無
- 2) 請求①について、スポーツ仲裁の対象としての「決定」の有無
- 3) 請求①について、確認の利益の有無
- 4) 請求②について、被申立人の当事者適格の有無
- 5) 請求①について、本件決定はX本人を対象とする決定か
- 6) 請求①について、本件決定はX本人について本件を理由としては何ら処分しない旨の決定であると評価できるか
- 7) 請求②について、被申立人は、特別加盟団体に対して、自己の決定の履行について指導・監督する権限・義務を有するか
- 8) 請求②について、OP協会決定①及び②は本件決定に反するとして取り消されるべきものか

3 仲裁判断

本件についてスポーツ仲裁パネルは、審問の結果、上記のように整理された各争点のうち、本案前の争点である1) から4) の点については以下のように判断した。

- 1) Xクラブの申立人としての当事者能力を認める。
- 2) 請求①について、スポーツ仲裁の対象としての「決定」の存在を

肯定する。

- 3) 請求①について、確認の利益を認める。
- 4) 請求②について、被申立人の当事者適格を認める。

そして、スポーツ仲裁パネルは本案の判断を行い、争点5) から7) については以下のように判断した。

- 5) 請求①について、本件決定はX本人を対象とする決定である。
- 6) 請求①について、本件決定はあくまでRRSに基づく手続によって下されたものであり、RRSに基づく処置に関わるものに過ぎず、それを超えていかなる処分もしないとの決定であるとまでは解されない。
- 7) 請求②について、被申立人は、特別加盟団体に対して自己の決定の履行につき指導・監督する権限・義務を有するとはいえない。

この結果、請求①については、RRSに基づく懲戒処置をとらないとする決定であることを確認する限度で認容し（一部認容）、請求②については、争点8) を判断するまでもなく棄却した。

4 解説

（1）本案前の争点

本件においては、本案前の争点として、上記のとおり4つの争点が問題となっている。日本スポーツ仲裁機構が2003年に設立されてから本件仲裁に至るまで合計6件の仲裁判断がなされているが、本案前の争点が問題となった事案はある⁽¹⁾ものの本件のように多岐にわたる争点が問題となった事案は初めてであるといえよう。そのため、本件仲裁はスポーツ仲裁の適用範囲を明確にするうえで先例として重要な意義を有する事案である。

本件では、本案前の争点の1) の当事者能力については、Xクラブが権利能力なき社団としての実態を有していることを認めたいうえで、スポーツ仲裁規則2条1項が広く「競技者等」に仲裁申立権を付与しているのは、実質的利害関係を有する者に広く機会を付与しようとした趣旨であるから、一定の独立性をもつ社団であればスポーツ仲裁における当事者能力が

認められると判断している。

争点2)のスポーツ仲裁の対象としての「決定」の存否については、本件決定は申立人ら以外のD及びOP協会に対して行った勧告及び要請であって、X本人に対する決定ではないが、スポーツ仲裁規則2条1項は仲裁の対象を「スポーツ競技又はその運営に関して競技団体又はその機関がした決定」とのみ規定し、申立人である競技者等がその決定の名宛人となっていることをとくに求めておらず、同規則8条5項⁽²⁾「競技者等」として申立人の資格を比較的緩やかにとらえているから、決定の名宛人となっていなくても、間接的に効果を受ける者、当該競技界に悪影響があるとの見地から決定を争う者についても、仲裁申立を有効とする趣旨であり、本件も申立の前提を欠くものではないと判断している。

争点3)の確認の利益については、申立人らは、本件決定の内容の不明確さと、それにより現にもたらされている事実上の不利益を問題としているのであるから、X本人を不問に付することを明確にするよう求めること自体には法的利益はなお存在すると判断している。

争点4)の当事者適格については、申立人らはOP協会決定①及び②を直接の対象とするのではなく、被申立人のなした決定を対象とし、本件決定に反するOP協会決定①及び②の取消しの指導・勧告という形で本件決定の執行ないし実施を求めているものと解されるから当事者適格は認められ、本来問題とする決定をした団体の上部団体のした決定の実施・執行を求める形で、いわば間接的に争う場合であっても、スポーツ仲裁規則の許す範囲内で可及的に紛争を取り上げ、もってスポーツ界における決定の透明性を確保するというスポーツ仲裁の趣旨に合致し、スポーツ仲裁の対象性が認められると判断している。

これらの本案前の各争点に関する判断について、その結論自体に対する異論は少ないものと思われる。本件の仲裁判断は、スポーツ仲裁が競技団体の運営の透明性を高め、スポーツ界に「法の支配」を行き渡らせることにある⁽³⁾という趣旨に基づきスポーツ仲裁規則を解釈し、スポーツ界に生じる紛争を広く受け入れようとする姿勢を明確にしたものとして特筆に値すると言えよう。スポーツに関する紛争が、司法審査になじまないもの

も多いことを考えれば、スポーツ仲裁においても本案前の問題点を厳格に解釈すると、結果として紛争解決の途が事実上閉ざされかねないものである。したがって、スポーツ仲裁規則の解釈指針を示すものとして、本件の仲裁判断は大きな意義が認められよう。

(2) 本案に関する判断と限界

本件では、本案前の争点をいずれもクリアしたうえで本案の実体判断が行われている。争点5)についてこそ、本件決定はX本人についてRRSに基づく処置をとらないとする黙示の決定がなされたものと解されるとしたものの、争点6)については、本件決定はRRSに基づく処置に関わるものに過ぎず、それを超えていかなる処分もしないとの決定であるとまでは解されないとして請求①の一部を認容したにとどまり、争点7)については、特別加盟団体は被申立人と独立した法的主体であるから、被申立人の決定に当然に服従すべきものではなく、被申立人には自己の決定の履行につき指導・監督する権限・義務を有するとはいえないとして請求②を棄却している。

この判断は、いかにX本人が不利益を被っていたとしても、被申立人と特別加盟団体であるOP協会の関係の実態に鑑みるとやむを得ない結論であったと解される。換言すれば、本件では申立人らがOP協会ではなく被申立人を相手方とする仲裁を申し立てざるを得なかったということに起因する限界であったとも解される。本件で申立人らが本来問題としたかった争点は8)であったと推測され、OP協会を相手方とする仲裁であれば争点8)についての判断が得られた可能性があるが、結局本件ではこの点の判断に至る前で棄却されている。本件の仲裁判断においても、争点7)に関して「OP協会の決定において手続上の違法があったとしても、それはOP協会と申立人らの間で解決すべき問題であり、被申立人を相手方とする本件仲裁手続において解決を図ることはできない」と述べられており、仮にOP協会を相手方として本件仲裁が申し立てられていれば、あるいは異なる結論に至る可能性があったことも窺われる。

OP協会を相手方として本件仲裁を申し立てられなかったのは、本件仲

裁申立当時のスポーツ仲裁規則の規定⁽⁴⁾に基づくものであると推測される。すなわち、被申立人の特別加盟団体であるOP協会は、当時のスポーツ仲裁規則第8条1項各号に該当しないとの判断に基づき、被申立人を相手方として選択したものと推測される。そうであるならば、今後のスポーツ仲裁の運用においては、さらに多くの競技団体によるスポーツ仲裁自動受諾条項の採択⁽⁵⁾とともに、各種加盟団体への適用の拡大を検討することが重要であり、本件はこの点を浮き彫りにした事案であったといえよう。

【注】

- (1) JSAA-AP-2003-002 (テコンドー事件)、JSAA-AP-2003-003 (身体障害者水泳事件)、JSAA-AP-2004-002 (身体障害者陸上競技事件)、JSAA-AP-2005-001 (ローラースケート事件) 等。
- (2) 当時のスポーツ仲裁規則第8条5項は、現在は改正されて第3条5項となっている。
- (3) 道垣内正人「日本スポーツ仲裁機構とその活動」『日本スポーツ法学会年報第15号』2008年、道垣内正人「日本スポーツ仲裁機構と活動」『自由と正義』58巻2号28頁等。
- (4) スポーツ仲裁規則第2条1項は競技団体を被申立人とする定めているところ、「競技団体」の定義について、本件仲裁申立当時のスポーツ仲裁規則では第8条1項において「財団法人日本オリンピック委員会」(1号)、「財団法人日本体育協会」(2号)、「財団法人日本障害者スポーツ協会」(3号)、「財団法人日本アンチドーピング機構」(4号)、「各都道府県体育協会」(5号)、「前5号に定める団体に加盟又は準加盟している団体」と定めていた。現在は、第3条1項に同様の定義規定があるが、当時の第6号の同旨の規定は第5号として「前4号に定める団体の加盟若しくは準加盟又は傘下の団体」と改正され、「傘下の団体」が加わっている。
- (5) スポーツ仲裁自動受諾条項の採択状況につき、道垣内正人「日本スポーツ仲裁機構とその活動」『日本スポーツ法学会年報第15号』2008年。